

# つきがた 広報

No. 97

昭和52年12月10日発行

発行/新潟県月潟村役場

毎月10日発行 1部10円

(昭和52年7月22日第三種郵便物認可)



楽しみながらの料理教室風景

## 健康な家庭作りを目指して 第二回料理教室を開催

去る十一月二十七日、公民館主催で第二回料理教室が開催されました。当日の参加者は、各部落からの代表四十三名で、健康な家庭づくりと明るい家庭のだんらんの基礎となる「楽しい料理作り」を目的とした講習に真剣に取り組んでおられました。

今日の献立は  
・中華風卵スープ  
・ぶりのてり焼き  
・里芋のにしき揚げでした。

なお、この教室の受講生は、各地域に帰り、伝達講習を行っておられますので、みなさんも是非参加して下さい。

## 公給領収証受領強調月間 12月10日～1月9日まで

料理飲食等消費税並びに公給領収証を御存じですか。

料理飲食等消費税とは「料理店・小料理店・バー・飲食店・旅館・その他これに類する場所で」飲食や宿泊等をしたときに利用料金に對し課税される税です。公給領収証とは、県で交付する領収用紙で経営者が発行する領収証が、公給領収証です。この制度が発足してすでに二十有余年を経過しました、この間皆様方の御協力により着実な成果を挙げ、所期の目的を達しつ、あります。尚一層の徹底を図るため、きたる十二月十日から一月九日までの一ヶ月間「公給領収証の完全交付、受領強調月間」として、新聞等による広報PRをすることにいたしましたので、この制度の趣旨を御理解のうえ、格段の御協力をお願いいたします。なお、どのような場合に課税されるかについては次のことを参考

### 「明朗会計は公給領収証で!!」

一、料理店・小料理店・バー・利用料金の十パーセント  
二、上記以外の飲食店、一人当りの利用料金が二千一円以上の場合は、利用料金の十パーセント  
三、旅館  
    (A) 旅館一人一泊二食の料金が四千一円以上の場合は利用料金から一千五百円を差し引いた(基礎控除)後の利用料金の十パーセント  
    (B) 宿泊をし、追加飲食等が一人二千一円以上の場合は追加飲食の十パーセント  
    (C) 宿泊がなく休憩、その他飲食をした場合は、いづれも一人二千一円以上の場合は、利用料金の十パーセントが課税されます。